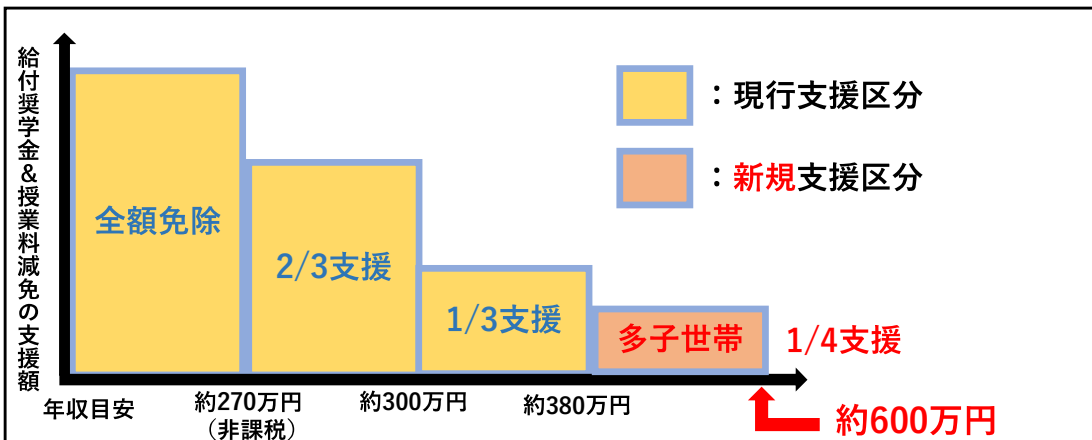


令和6年度からの奨学金制度の改正（概要）

1. ～学部生向け～ 高等教育の修学支援新制度の中間層への拡大

授業料等減免と給付奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、**子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大。**



<支援対象>

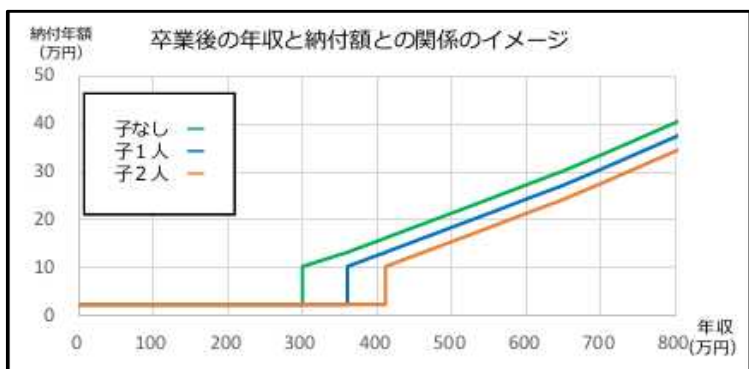
- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**（モデルケース）まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象

<支援水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援

2. ～修士学生向け～ 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮。**



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国立大学授業料の標準額（535,800円/1年）

<卒業後の納付>

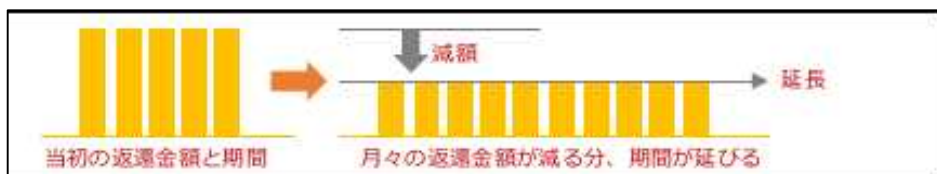
- ・所得に応じた納付が始まる年収基準：300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・ただし、扶養する子どもについて、独自の扶養控除を創設
→子供が2人いれば年収400万円程度までは所得に応じた納付は始まらない

※学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする

※令和6年秋入学者及び修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象

3. ～奨学金を返還している方向け～ 貸与奨学金における減額返還制度の見直し

定額返還における月々の返還額を減らす制度（返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化。**子育て時期の経済的負担に配慮したさらなる対応について引き続き検討。



- ・利用可能な年収上限の引き上げ（本人年収325万円以下 → **400万円以下**）
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2又は1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【制度全般】

- この制度は、いつから始まるのですか。
⇒令和6年度から開始予定です。(令和6年4月に入学する方・令和6年4月時点で前年度から在学中の方、いずれの学生も対象となります。)
- 支援対象は、世帯年収がいくらまでですか。
⇒新たに支援する区分(第IV区分)の対象となる方は、モデルケースで世帯年収600万円程度(申請時点での年収)までです。
- モデルケースとは何ですか。
⇒モデルケースでは、父(給与所得者)、母(無収入)、本人(18歳)、中学生以下のきょうだい、の4人(子供3人の場合は5人)世帯を想定しており、この場合は世帯年収600万円程度としていますが、家族構成や就業形態に応じて年収上限が変わります。
- なぜ、600万円程度なのですか。
⇒今回の改正により、現行制度の対象となっていない中間所得層へ対象範囲を拡大する目的で、収入基準を引き上げました。
- いつ申し込めば良いですか。
⇒令和6年度から新たに支援する区分の対象となる方については、在学採用(令和6年4月に新たに入学する方も、前年より在籍中の方も、4月以降に在籍する大学等を通じて申し込み)になる予定です。
現行制度の対象(非課税世帯～年収380万円程度までを対象)となる方については、これまでと同様に進学前の高校3年生時に高校を通じて申し込むことが可能です。

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【多子世帯支援】

- 多子世帯支援の支援対象は、どうなるのですか。
⇒扶養するお子さんの人数が3人以上である世帯の学生の方が対象となります。
- 多子世帯支援の場合、いくら支援されるのですか。
⇒全額支援となる第I区分の4分の1(例えば私立大学に自宅外から通う場合、授業料減免と給付型奨学金を合わせて約40万円)の支援になります。
- 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。
⇒申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしています。仮にそのご家庭にお子さんが3人いたとしても、一番上のお子さんが社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人になります。
- 多子世帯支援とは、3人目の子が対象になるのですか。
⇒申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしていますので、例えば、一番上のお子さんが大学生、下のお子さん2人が高校生以下である場合、一番上の大学生のお子さんは条件を満たしていることになります。
- どうして「扶養する子供」という条件があるのでしょうか。
⇒同時に複数のお子さんを扶養されていることの負担を軽減するためにこのような条件としました。
- 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。
⇒原則、多子世帯支援が優先されます。